

○豊橋市子ども医療費の助成に関する条例

昭和48年 3月31日

条例第11号

改正 昭和59年 6月29日 条例第29号
昭和59年 9月19日 条例第36号
平成 5年 3月31日 条例第18号
平成 6年 3月31日 条例第13号
平成 9年 3月31日 条例第 5号
平成14年 3月29日 条例第13号
平成15年 3月31日 条例第16号
平成16年 3月31日 条例第17号
平成18年 3月31日 条例第34号
平成18年 6月15日 条例第41号
平成20年 3月31日 条例第16号
平成21年 3月31日 条例第15号
平成24年 3月30日 条例第12号
平成26年 9月30日 条例第41号
平成29年 3月29日 条例第10号
令和 2年 3月27日 条例第10号

豊橋市子ども医療費の助成に関する条例

(題名改正〔平成 5年条例18号・20年16号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 5年条例18号・20年16号〕)

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。

(一部改正〔昭和59年条例29号・36号・平成5年18号・6年13号・9年5号・14年13号・15年16号・16年17号・20年16号・21年15号・24年12号・29年10号・令和2年10号〕)

(居住地特例)

第2条の2 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる子どもについては、前条第1項の規定にかかわらず子どもとする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる子どもについては、前条第1項の規定にかかわらず子どもとしない。

(追加〔平成18年条例41号〕、一部改正〔平成20年条例16号〕)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもの保護者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)であるもの若しくは婚姻をしているもの(国民健康保険法による被保険者(世帯主又は組合員を除く。)又は被保険者等の被扶養者に限る。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する場合

(2) 子ども(6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者に限る。)が豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)又は豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による受給資格者である場合

(3) 子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者に限る。)が豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成5年豊橋市条例第19号)による受給資格者である場合

(4) 子どもが法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けること

ができる場合

(一部改正〔平成5年条例18号・15年16号・16年17号・18年41号・20年16号・24年12号・26年41号・令和2年10号〕)

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもにあっては、入院に係るものに限る。）が行われた場合（付加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部改正〔平成5年条例18号・15年16号・16年17号・18年34号・20年16号・21年15号・24年12号・29年10号・令和2年10号〕)

(子ども医療費受給者証)

第5条 市長は、対象者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者に限る。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

(一部改正〔平成5年条例18号・15年16号・16年17号・20年16号・21年15号・24年12号・29年10号・令和2年10号〕)

(受給者)

第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた対象者（以下「受給者」という。）は、第4条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 第4条第1項の規定による医療費の助成は、次の各号に掲げる医療費の区分

に応じ、当該各号に定める者に対し当該医療費を支払うことにより行う。

(1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに係る医療費
医療機関等

(2) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもの入院に係る医療費
対象者

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部改正〔平成15年条例16号・16年17号・20年16号・21年15号・24年12号・29年10号・令和2年10号〕)

(届出義務)

第8条 受給者は、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成5年条例18号・15年16号・16年17号・20年16号〕)

(助成費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、医療費の助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による医療費の助成は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用する。

附 則 (昭和59年6月29日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月19日条例第36号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成5年3月31日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年8月1日から施行する。

（豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

2 豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年豊橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「豊橋市乳児医療費の助成に関する条例」を「豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例」に、「乳児」を「乳幼児」に改める。

（豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 豊橋市障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「豊橋市乳児医療費の助成に関する条例」を「豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例」に、「乳児」を「乳幼児」に改める。

附 則（平成6年3月31日条例第13号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第13号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

（豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 豊橋市障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「規定する乳幼児」の次に「（同条例第3条第2項に規定する4歳以上の幼児を除く。）」を加える。

（豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

4 豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年豊橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「規定する乳幼児」の次に「（同条例第3条第2項に規定する4歳以上の幼児を除く。）」を加える。

（豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

5 豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例（平成5年豊橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「規定する乳幼児」の次に「（同条例第3条第2項に規定する4歳以上の幼児を除く。）」を加える。

附 則（平成16年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療から適用し、施行日前の医療については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、改正前の第3条第2項に規定する4歳以上の幼児であって、豊橋市障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第45号）又は豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年豊橋市条例第49号）により医療費の助成を受けているものの保護者に対する改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の適用については、なお従前の例による。

（豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

4 豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「（同条例第3条第2項に規定する4歳以上の幼児を除く。）」を削る。

（豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

5 豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「（同条例第3条第2項に規定する4歳以上の幼児を除く。）」を削る。

（豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

6 豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例（平成5年豊橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「（同条例第3条第2項に規定する4歳以上の幼児を除く。）」を削る。

附 則（平成18年3月31日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例、豊橋市障害者医療費の助成に関する条例、豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例、豊橋市老人医療費の助成に関する条例及び豊橋市保健所条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療又は診療について適用し、同日前の医療又は診療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月15日条例第41号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

（豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療から適用し、施行日前の医療については、なお従前の例による。

（委任）

9 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年3月31日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日

以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第5条の規定により受給者証の交付を受けている者は、改正後の第5条の規定により受給者証の交付を受けた者とみなす。

附 則（平成21年3月31日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

（豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 3 豊橋市障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(適用除外)</p> <p>第4条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)に規定する子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(4) (略)</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第4条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)に規定する未就学児</p> <p>(4) (略)</p> |

(豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年豊橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(受給資格者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)に規定する<u>子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>の間にある者及び豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> | <p>(受給資格者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)に規定する<u>未就学児</u>及び豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> |

附 則（平成26年 9 月30日 条例第41号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月29日 条例第10号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

附 則（令和 2 年 3 月27日 条例第10号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

（豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 3 豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例（平成 5 年豊橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(適用除外)</p> <p>第5条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)に規定する子ども<u>のうち15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>(その保護者が同条例の規定により医療費の助成を受けることができる者に限る。)並びに豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)及び豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(4) (略)</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第5条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)に規定する子ども(その保護者が同条例の規定により医療費の助成を受けることができる者に限る。)並びに豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)及び豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(4) (略)</p> |